

山梨県内の高齢労働者における労働災害発生状況と防止対策

高齢労働者の安全と健康確保のために

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

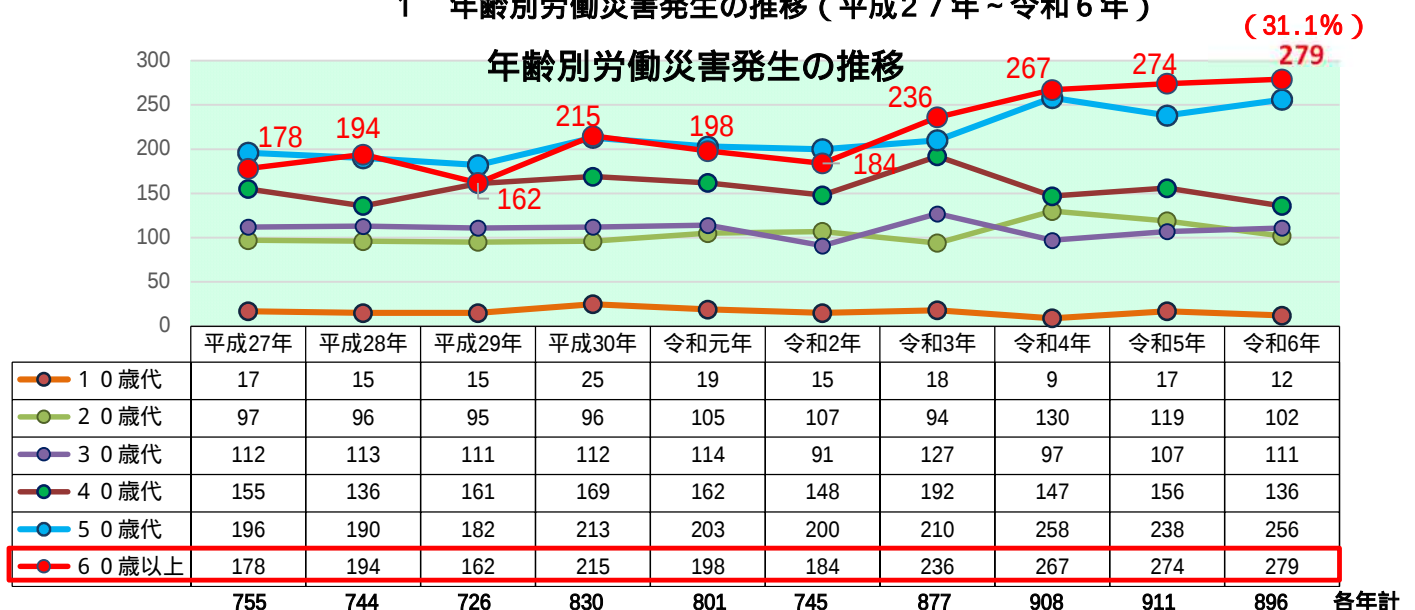
山梨労働局 労働基準部 健康安全課

働く高齢者が増えています。総務省の労働力調査の年齢階級別就業者数によれば、65歳以上の就業者数は過去10年間で約1.5倍増加しており、特に、保健衛生業をはじめとする第三次産業において増加しています。

こうした中、山梨県内における令和6年の死傷者（休業4日以上でコロナによる死傷者を除く。）の31.1%が60歳以上と最も多く3割を超え、特に死亡災害については、平成27年以降に発生した69人のうち4割近い24人が60歳以上であり、高齢労働者による災害の増加、重篤化が懸念されています。

また、高齢になるほど身体能力の低下等により、若年層に比べ災害発生率が高く、休業日数も長期化しやすい傾向があります。そのため、厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。各事業場では、高齢労働者を含め、労働災害防止に向け、労使一丸となって職場環境改善や安全衛生教育等への取組を徹底していただくようお願いします。

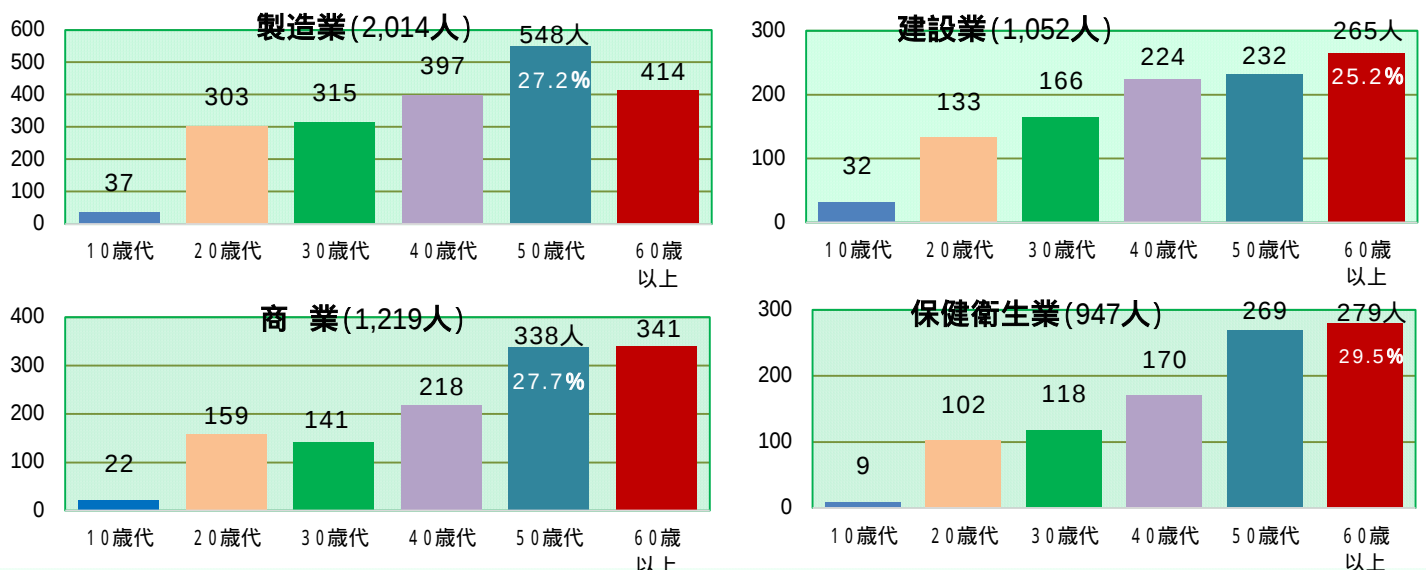
1 年齢別労働災害発生の推移（平成27年～令和6年）



令和4年、5年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を引いた人数としている。

資料出所：労働者死傷病報告（休業4日以上の死傷者数）

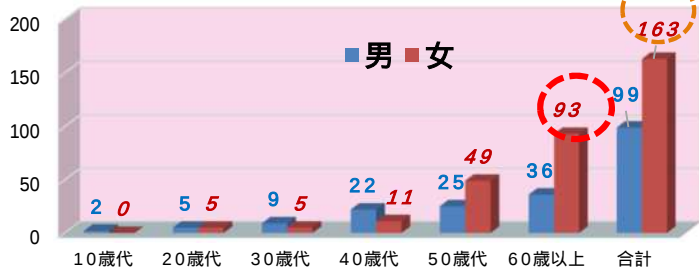
2 主な業種別・年齢別死傷者割合（平成27年～令和6年）



平成27年～令和6年（過去10年間）の死傷者について年齢別発生状況を見ると、令和3年以降60歳以上が急激に増加し、令和6年には過去最高となり、全体の3割を上回った。主な業種の年齢別発生状況を見ると、製造業、商業では50歳代が多く、建設業、保健衛生業では60歳以上が多くなっている。

3 主な事故の型別・男女別死傷者割合（令和6年）

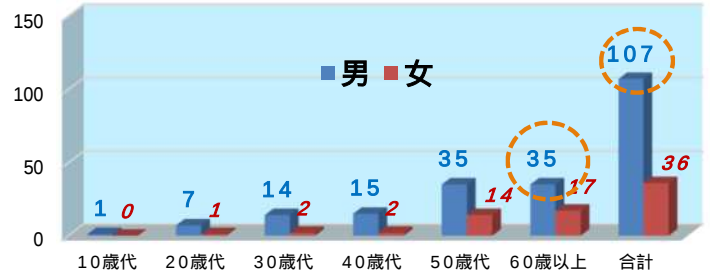
転倒災害の年齢、男女別発生状況
(令和6年:262人)



転倒災害 平均休業見込日数



墜落・転落災害の年齢、男女別発生状況
(令和6年:143人)



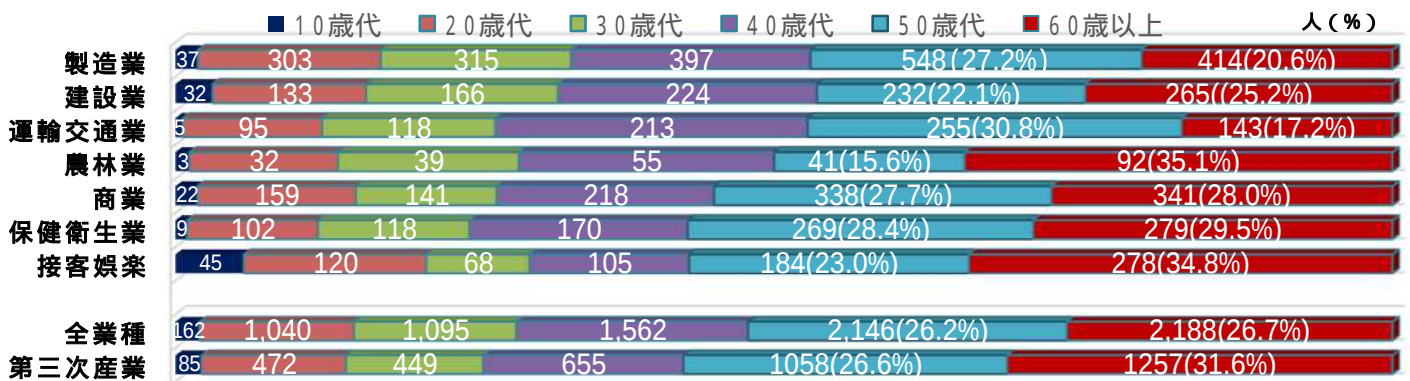
墜落・転落災害 平均休業見込日数



令和6年の死傷者について、新型コロナウイルス感染症による災害を除いた896人を事故の型別で見ると、転倒が262人（29.2%）で最も多く、うち60歳以上は129人（49.2%）と約半数を占めている。墜落・転落災害は143人（16.0%）で、うち60歳以上は52人（36.4%）となっており、転倒災害では女性が、墜落・転落災害では男性が多く対照的な結果であり、特に、60歳以上の女性による転倒災害が多く発生している。

また、平均休業見込日数（災害の程度）については、転倒災害では40日以上、墜落・転落災害が50日以上と、男性、女性とも作業中の単純な転倒でも1か月を超える休業災害となっている。

4 主な業種別・年齢別発生状況（平成27年～令和6年 8193人）

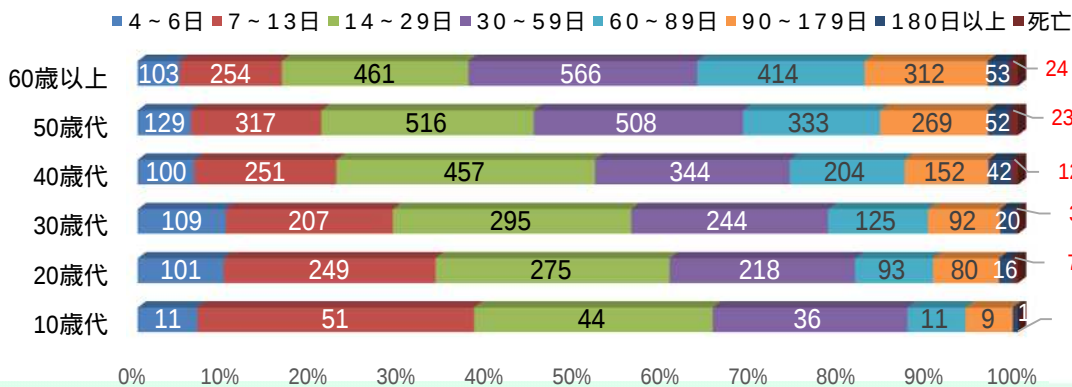


令和4年～6年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を除いた人数としている。

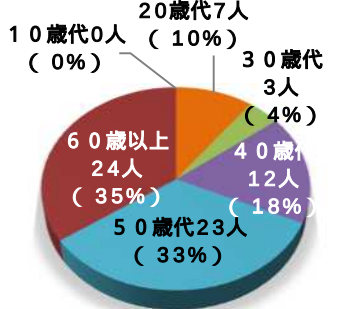
平成27年～令和6年の10年間の災害を業種別・年齢別に見ると、60歳以上の割合が多い業種は農林業、接客娯楽業、保健衛生業、商業、建設業の順となっており、全業種では26.7%と、50歳代の26.2%と合わせると、被災する半数以上が50歳以上の労働者となっている。近年では商業、保健衛生業等の第三次産業において、高年齢労働者が転倒により被災する災害が増加傾向であり、3割以上を60歳以上の労働者で占めている。

令和6年には新型コロナウイルス感染症による災害を除いた全業種で896人中、60歳以上が279人（31.1%）と過去最高となった。

5 年齢別・休業見込日数状況（平成27年～令和6年 8193人）



年齢別 死亡災害割合
(平成27年～令和6年:69人)



平成27年～令和6年の10年間の災害の休業見込日数を年齢別で見ると、60歳以上の高年齢労働者が被災すると、約4割の方が2か月以上の休業災害となり、体力的な衰え等から重篤な災害につながるという悪循環となっている。

また、平成27年～令和6年に発生した死亡災害69人のうち24人が60歳以上と最も多く、50歳以上の23人を加えると約7割となり、高年齢労働者による災害の重篤化が懸念されます。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」概要 (エイジフレンドリーガイドライン)

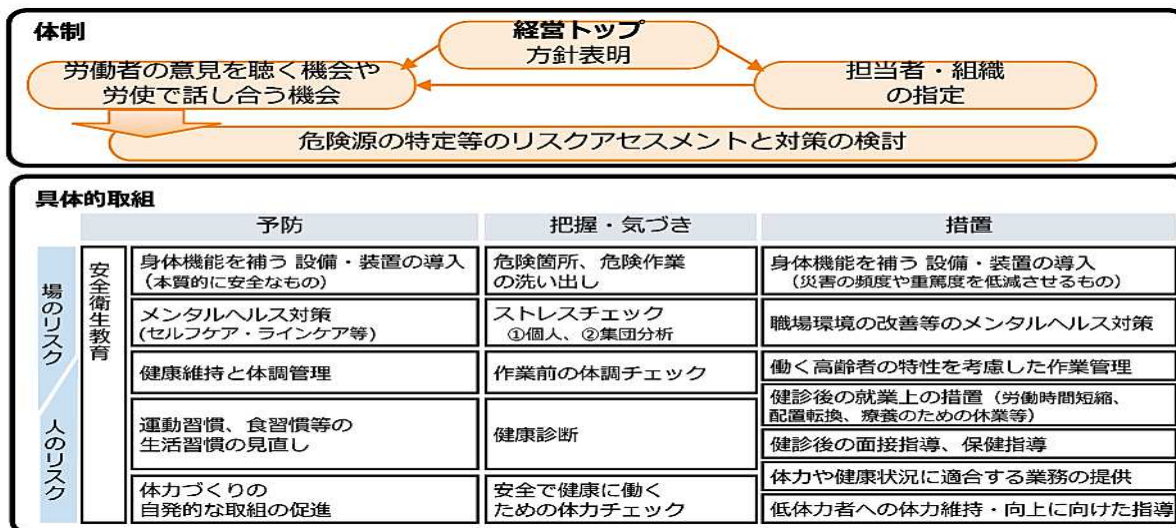


全文はこちら

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を示したものです。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう！！

事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。



1 安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です

エイジアクション
100



2 職場環境の改善

- ・照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面対策
- ・勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施します



通路を含め作業場所の
照度を確保する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業
対象物の配置を改善する

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握し、労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施します



4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングします
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組みます

厚生労働省 職場のあんぜんサイト「転倒・腰痛防止視聴覚教材」



5 安全衛生教育

- ・十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施します
- ・再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高年齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施します



労働者に求められる事項

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努めます

【具体的な取組】

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受診するとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日頃からストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



「職場で簡単にできるストレッチ」
「介護業務で働く人のための腰痛予防の
ポイントとエクササイズ」
腰痛予防エクササイズ 第7章より



「令和7年度エイジフレンドリー補助金」を活用しましょう！

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

■厚生労働省ホームページ



■リーフレット



交付申請書類受付期限 令和7年10月31日(当日消印有効)

支払請求書類受付期限 令和8年1月31日(当日消印有効)

高齢者の安全衛生対策について相談したいときは

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！

費用は
無料です！



中災防ホームページ
「安全衛生サポート事業」



令和5年の労働災害死傷病者数約135,000人のうち、従業員99人以下の事業場でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の事業場を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

是非ご活用ください。

中央労働災害防止協会H.Pより。

山梨県においては、60歳以上の高齢労働者が仕事に被災する割合が近年全体の30%以上を占めており、全国(令和6年:約28%)と比べて多くなっています。

特に60歳以上の労働者が被災した場合は、4割近くの方が休業2か月以上となり、重症化する割合が高くなっています。各事業場では職場環境の改善等、高齢労働者対策の一層の取り組みをお願いします。

高齢労働者の労働災害防止対策についての
全体情報は厚生労働省ホームページに掲載しています。

高齢労働者の労働災害
防止対策について

